

合會ヲ用催ノ結果草案ヲ得タリト報告シテ
之ヲ朗讀シ本草案ハ各方面ノ意見ノ綜合ナ
カ故ニ既ニ討論ノ必要ナカルベシト述べ鍋山(大隈)
ヨリ字句ノ修正等ハ中央委員ニ任スルノ勅諭
提出満場一致(可決)
日程第十 會則改正ノ件
一本部 提出)

説明者 中央委員 塚本重三
改正条項 會則第三條ノ部門中ヨリ庶
務會計ノ二部ヲ削除シ政治部及中央
勸業部ヲ設置スルトノ理由ヲ説明シ
長ハ之ヲ補足シテ政治部ハ政治問題ニ関
スル調査ヲ行ヒ実行スルニ非ズ 実行ハ中央委

員會ニ於テ執行ノ權アリト説明 三田村天
(改)其他ヨリニ三質問應答アリテ採決ニ不
満場一致(可決)
法規委員長望月源次政治部承認及
中央勸業部設置ノ件ヲ認メ第三條
総同盟會計年度ハ二月一日ヨリ七月廿一日迄
ト改正シタメト諮リ答口(大隈)法規委員
補足説明アリ満場一致法規委員會報
告ヲ承認(可決)

奥田(神戶)ハ米國ノIWWニ對シ米國政府
ノ壓迫ニ對シ大會ノ名ヲ以テ警告文ヲ發スル
緊急勸業部提出シタル之ヲ贊成者ハク不成立
議事ヲシテ齊藤(関東)ヨリ別記東京朝